

(2013年1月4日現在)

1. 商品名	期日指定定期預金 ※ 新規のお取扱いは中止しております。
2. ご利用 いただける方	個人のお客さま
3. お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none">・最長預入期限3年 据置期間1年・満期日は、元金の全部または一部について、預入日の1年経過後から3年までの間で任意の日をご指定いただくことができます。・満期日のご指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。・お預入れ時のお申し出により、自動継続（元利継続または元金継続）のお取扱いができます。その場合の自動継続日は、最長預入期限の3年目毎となります。
4. お預入れ	
(1) お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。
(2) お預入れ金額	1円以上300万円未満
(3) お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後に一括してお支払いいたします。・預入日または継続日の1年経過後から1万円以上1万円単位で一部お引出しも可能です。
6. 利息	
(1) 適用金利	預入期間1年以上2年未満と2年以上3年以下の2本建ての金利設定を行い、預入期間に応じた店頭表示の利率を適用いたします。
(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後一括してお支払いいたします。・一部お引出しを行った場合、当該元金に対する利息は元金お引出し時に計算のうえお支払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年複利の方法により計算いたします。
7. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none">・法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取扱いができます。・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は、担保定期預金の約定利率（2年以上3年以下の利率）に年0.5%を上乗せした利率です。）
9. 手数料	—
10. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率（小数点以下第4位以下切り捨て）により計算した利息とともにお支払いいたします。 (1) 預入期間が6か月未満 … 解約日における普通預金の利率 (2) 預入期間が6か月以上1年未満 … 約定利率×40% （この場合の約定利率は、預入期間2年以上3年以下の利率をいいます。）
11. 金利情報の 入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12. 参考事項	<ul style="list-style-type: none">・自動継続をご利用される場合、自動継続後の利率は自動継続日における店頭表示利率を適用します。・自動継続をご利用されない場合、満期日以後の利息は解約日または書替日の普通預金利率により計算いたします。・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 当行が契約して いる指定紛争 解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

(株) 山梨中央銀行